

碧南市景観計画

素案

この素案は現時点の事務局案であり、今後の検討に応じて
内容を見直していきます。

平成 24 年 2 月
碧南市

<目 次>

はじめに

序 章 碧南市景観計画の意義	1
1 碧南市における景観計画	1
(1) 景観計画策定の背景と目的	1
(2) 景観計画の役割	2
2 景観計画の位置づけ	3
(1) 景観計画と上位・関連計画の整理	3
(2) 景観計画と各種法制度との連携	4
(3) 景観計画と景観条例の関係	4
(4) 計画期間と見直し	4
3 景観計画の構成	5
第1章 景観計画区域の設定	6
(1) 碧南市の景色特性	6
(2) 景観計画区域	10
第2章 良好な景観の形成に関する方針	11
1 景色づくりの基本的な考え方	11
(1) 基本理念	11
(2) 景色の将来像と基本目標	13
2 市全域にかかる景色づくりの基本方針	16
3 地域区分別の景色づくりの基本方針	18
■線的要素	
(1) 旧海岸線基本軸	21
(2) 旧衣ヶ浦海岸基本軸	24
(3) 旧堤防基本軸	27
(4) 矢作川基本軸	29
(5) 蜷川基本軸	32
(6) 新川基本軸	35
(7) 堀川基本軸	38
(8) 旧名鉄三河線基本軸	41
■面的要素	
(1) 油ヶ淵ゾーン	43
(2) 集落ゾーン	46
(3) 近代開拓ゾーン	54
(4) 新市街地ゾーン	57
(5) 臨海ゾーン	60
(6) 田園ゾーン	63
(7) 新田開発ゾーン	65

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限	67
1 事前協議・届出について	67
2 届出対象行為	69
(1) 建築物	69
(2) 工作物	70
(3) 開発行為	71
(4) 届出の適用除外等	72
3 景観形成基準	73
(1) 共通基準	73
(2) 個別基準	74
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	76
1 景観重要建造物の指定の方針	76
2 景観重要樹木の指定の方針	77
第5章 良好な景観の形成のために必要な事項（選択事項）	78
1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	78
2 景観重要公共施設の整備に関する事項	79
第6章 景色づくりの推進に向けて	

注) 今回の検討内容

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要建造物※は、歴史的又は文化的価値の高さを問うものだけではなく、地域の個性ある景色づくりの核として、公共の利益のためにその保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、地域の景色のシンボリックな建造物や地域の良い景色づくりの模範となる建造物、市民に愛され、親しまれている建造物なども指定の対象とします。

(2) 指定基準

道路や公園などの公共の場所から容易に見ることができ、以下に示す項目のいずれかに該当する建造物（注1）を、所有者の意見を聞いた上で景観重要建造物※に指定します。

- 地域の景観上のシンボルとなるもの
- 地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れているもの
- 地域の良好な景観形成の規範となるもの
- 登録有形文化財（注2）、県指定文化財、市指定文化財に登録されているもの
- 市民に広く愛され、親しまれているもの

（注1）建造物及び建造物と一体となって良好な景色を形成している土地その他の物件を含みます。

（注2）登録有形文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、以下のいずれかの事項に該当するもの。

- ・国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・造形の規範となっているもの
- ・再現することが容易でないもの

なお、市内には、平成22年6月25日現在、国の登録有形文化財として「九重味淋大蔵」が登録されています。



九重味淋大蔵

(3) 景観重要建造物※の保全・活用の考え方

景観重要建造物※に指定された建造物の保全・活用の考え方を以下に示します。

- ・所有者及び管理者は、指定された建造物の適正な管理により保全を図ります。
- ・様々な主体は、指定された建造物を地域の景色づくりに向けた貴重な資源として活用を図ります。
- ・指定された建造物の周辺で建築行為などを行う建築主は、当該建造物との調和に努めます。

2 景観重要樹木の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要樹木※は、歴史的又は文化的価値の高さを問うものだけではなく、地域の個性ある景色づくりの核として、公共の利益のためにその保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、樹高や樹形が地域の景色のシンボルとなっている樹木や、その外観が地域の景色づくりに関して重要である樹木を指定の対象とします。

(2) 指定基準

道路や公園などの公共の場所から容易に見ることができ、以下に示す項目のいずれかに該当する樹木を、所有者の意見を聞いた上で景観重要樹木※に指定します。

- 地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する樹木
- 昔からの伝承があるなど、地域の歴史的・文化的な遺産としての価値がある樹木
- 県指定記念物、市指定記念物、市指定保存樹木に指定されている樹木
- 市民に広く愛され、親しまれている樹木

(3) 景観重要樹木※の保全・活用の考え方

景観重要樹木※に指定された樹木の保全・活用の考え方を以下に示します。

- ・所有者及び管理者は、指定された樹木の適正な管理により保全を図ります。
- ・様々な主体は、指定された樹木を地域の景色づくりに向けた貴重な資源として活用を図ります。
- ・指定された樹木の周辺で建築行為などを行う建築主は、当該樹木との調和に努めます。

第5章 良好な景観の形成のための必要な事項について

1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、まちの賑わいを創出する一方、色彩や規模によっては景色に与える影響が大きい要素になります。

そのため、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限について定めることが求められます。

現在は屋外広告物の規制については、愛知県屋外広告物条例（昭和39年7月6日愛知県条例第56号）に基づいて運用していますが、条例に加え、下記の基本的な方針を定めます。

【屋外広告物の行為の制限の方針】

地域区分別の景色づくりの基本方針や地域の景色特性、景色資源を考慮し、屋外広告物の形状や面積、デザインなどについて適切な規制・誘導を図り、周辺の良い景色との調和に配慮する。

今後、地域の景色特性を活かした良好な景色づくりを行っていく中で、碧南市独自の屋外広告物条例の制定についても検討します。

2 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 基本的な考え方

碧南らしい魅力ある景色づくりを進めていくためには、行政も景色づくりに対して積極的に取り組むことが重要です。道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景色を形成する主要な骨格であり、地域の景色づくりを先導する役割が期待されます。

このため、市の景色づくりにおいて特に重要である公共施設は、施設管理者の同意を得て、「景観重要公共施設（注1）」に位置づけ、整備方針を定めて、魅力的な景色となるよう積極的に取り組んでいくものとします。

(2) 景観重要公共施設の指定基準

基本的な考え方を踏まえ、地域の景色づくりに重要な役割を果たす以下に示す項目のいずれかに該当する公共施設を指定します。

- 市および地域の景色の骨格やシンボルとして主要な構成要素となっている道路、河川等の公共施設
- 歴史的な建築物等の景色資源の周辺で、周辺との調和が求められる公共施設
- 当該施設を整備することにより、周辺と一体的な景色づくりの取り組みが期待できる公共施設

(注1) 景観重要公共施設

景観法第8条第2項第5号ロに記載されている「特定公共施設」であって、良好な景色づくりに重要なもののことである。

< 特定公共施設（抜粋） >

- ・道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- ・河川法（昭和39年法律第167号）による河川
- ・都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園
- ・港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾
- ・漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港
- ・その他政令で定める公共施設

(3) 指定の候補

景観重要公共施設の指定基準に該当する現在事業中または事業化が計画されている、以下の公共施設について、今後景観重要公共施設への指定が考えられます。

指定の候補の公共施設の名称	
道路	・都市計画道路 名古屋碧南線 ・矢作川堤防リフレッシュ道路
都市公園	・県営油ヶ淵水辺公園 ・名鉄廃線跡地
河川	・堀川



矢作川堤防リフレッシュ道路

(4) 整備の基本的な方針

- ・地域区分別の景色づくりの基本方針を考慮し、地域の景色特性との調和に配慮します。
- ・住民が憩い親しめる空間としての整備を行うことに配慮します。

用語一覧

あ行

移転

同一敷地内での移動。別敷地へ移す場合、新築又は増築に該当。

か行

開口部

外壁に設ける窓や扉を指す。

改築

建築物等の全部又は一部を除却するなど、同一用途、同一規模、同一構造で建て直すこと。

河川区域

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの河川としての役割をもつ土地である。河川区域は、洪水などの災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域である。

感潮河川

河川の水位が、潮の満ち引きの影響を受ける区間がある河川のこと。満潮時には、河川の水位が上昇し、干潮時には下降する区間の河川である。

景観行政団体

景観行政を担う主体のこと。政令市、中核市、都道府県以外の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になる。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。

切り通し

山や丘など切り開いて、人馬の交通を行えるようにした道。

主要な区画道路

約 250m 四方の住民のみの利用を対象としている幅員 7 m から 12m の道路。

工業専用地域

都市計画法による用途地域の一つで、工業

の業務の利便の増進を図る地域。

高水敷

常に水が流れている低水路より一段高い部分の敷地。平常時は多様な形で利用されているが、大きな洪水時には水に浸かる場所。

公有水面

河・海・湖・沼その他公用に供する水流または水面で、国が所有するもの。

景観重要建造物・景観重要樹木

景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化の観点から特徴的な外観を有し、地域の良好な景観の形成に重要とされる建造物や樹木に対して除却や外観の変更などに規制を行い、保全を図るもの。

さ行

在来種

碧南市の土地に従来生育している固有の植物のこと。

視点場

景色を眺める人の位置（視点）が存在する空間。その空間の状態（快適さ等）によって景色の感じ方も変わる。

浸水被害区域

過去に水害により、浸水の被害を受けたことがある区域のこと。

スカイライン

山や田園、建物などが空を区切って作る輪郭。

心象風景

心の中に思い描いたり、浮かんだり、刻み込まれている風景。

増築

現に存する建築物の床面積を増加すること。

生物多様性

地球上に生息するあらゆる生物種の多様さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。また、

生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さのこと。

た行

建造面積

建築基準法に基づき、工作物の水平投影面積。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。

中心市街地

都市における地域の中心となる地区のこと。

辻広場

道ばたの広場という意味で、交差点の歩道部や道路脇の小さなスペースを利用した広場、小公園のこと。

都市計画道路

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種に分けられる。

な行

は行

標高

東京湾の平均海水面からの高さ。

ま行

水と緑のネットワーク

河川や緑地などをつなぎ合せて、水と緑の連続した空間や拠点などを創出すること。

見付面積

建築物の外壁および屋根、工作物の外装の一つの面における鉛直投影面積（建築物を真横から見た姿＝立面積）

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が利用できる製品や環境などのデザインすること。

ら行

わ行